

愛川町教育委員会

平成23年4月11日

## 愛川町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成23年4月11日（月）  
午後2時00分から午後3時24分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について  
日程第2 教育長報告事項について  
（1）教育長報告事項  
（2）平成23年度教職員配置状況等について  
（3）平成23年度教育委員会事務局職員人事異動について  
日程第3 平成23年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について  
日程第4 平成24年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について
- 4 出席委員 教育委員長 岡本弘之  
委員長職務代理者 平田明美  
教育委員 足立原 威  
教育委員 榮利隆一  
教育長 熊坂直美
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
教育次長 河内健二  
教育総務課長 熊坂祐二  
生涯学習課長 大八木 尚一  
スポーツ・文化振興課主幹 近藤史朗

指導室指導主事  
教育総務課副主幹

藤 本 謹 吾  
井 上 守

---

◎開会

- （岡本委員長） 皆さん、こんにちは。ちょっと定刻よりも早いようですけれども、皆さん、お集まりですので始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいまから定例教育委員会を開催しますが、法律の定めにより、教育委員会は委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができないとされています。ただいまの出席委員は5人でございます。定足数に達しておりますので、4月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

---

◎日程第1

- （岡本委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第2

- （岡本委員長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

日程第2、教育長報告事項について（1）教育長報告事項、（2）平成23年度教職員配置状況等について、（3）平成23年度教育委員会事務局職員人事異動について、この3項目について一括で説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- （岡本委員長） どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

日程第2、教育長報告事項についてお聞きしたいことがありましたら、よろしくお願いいたします。

ます。できましたら、(1) (2) (3) あたりの順でひとつよろしく申し上げます。何か  
ございませんか、よろしいですか。

足立原委員。

○(足立原委員) 資料2で栄養士の配置があるんですが、町費とそれから県費と両方あるん  
ですが、県費についてはそれぞれの学校に所属しているわけですね。その辺のところを説明  
願います。

○(熊坂教育長) 県費負担の栄養士は中津小学校へ1名、それから菅原小学校1名というこ  
とで2名ございます。いずれもその学校の栄養士ということで仕事をしてございます。

○(岡本委員長) それでよろしいですか。

○(足立原委員) そうしますと高峰と半原は、その辺のところをちょっと。

○(熊坂教育長) 高峰は、中津第二小学校の町費の栄養士が兼務をいたしております。それ  
から、半原小学校は田代小学校の栄養士が兼務をいたしており、そういうような状況にあり  
ます。

○(岡本委員長) よろしいですか。

○(足立原委員) わかりました。

○(岡本委員長) ほかに何かありませんか。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) どうでしょうか。

ほかにないようですので、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。今、  
(1) (2) (3) の3つについてでしたが、ご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) では、ご異議はないものと認めます。

よって、日程第2、教育長報告事項についての(1)教育長報告事項、(2)平成23年度  
教職員配置状況等について、(3)平成23年度教育委員会事務局職員人事異動について、以  
上、3項目については教育長報告のとおりご承認願います。

---

### ◎日程第3

○(岡本委員長) 次に、その他というのはございますかね。よろしいですか。

それでは、日程第3、議案第1号、平成23年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定につ  
いて申し上げます。提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

○（熊坂教育長） 議案第1号、愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定についてでございますが、4月4日に選考委員会が開催されまして答申をいただきました。内容につきましては、担当のほうからご説明を申し上げますので、ご審議の上、お認めいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○（岡本委員長） では、担当のほう、説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○（熊坂教育総務課長） それでは、日程第3、平成23年度愛川町教育委員会表彰被候補者の決定につきまして、表彰候補者推薦名簿に基づきまして、これからご説明を申し上げたいと存じます。

この推薦候補者の選考に当たりましては、選考委員会で審査を既に得ておりますが、これから、その審査に際しての目安、基準につきまして、愛川町教育委員会表彰規程及び同規程に基づきます実施要領の要点をご説明をいたしまして、その後に選考委員会での結果を説明をさせていただきます。皆様、お手元に配付をいたしております愛川町教育委員会表彰規程及び同規程に基づきます実施要領、これをご覧いただきたいと思っております。

初めに、表彰規程でございます。表彰規程のほうをご覧ください。

この規程に表彰の範囲が定められております。その4項目については2条を見ていただきたいのですが、第1号として、学校教育、社会教育及び文化の振興、研究又は改善に努め、特にその功労が顕著な者、第2号、職務に専念し、その勤務成績優秀な者、第3号、職務上模範と認められる行為のあった者、第4号、その他表彰に値すると認められる者となっております。

次に、表彰の選考についてでございますが、第4条におきまして表彰の選考は委員会の会議に諮り決定するとされております。

次に、実施要領のほうをご覧ください。表彰選考に係る条文等につきましてはのみ、説明をさせていただきます。

初めに、第1条の趣旨でございます。そこにありますように、この要領は、愛川町教育委員会表彰規程第6条の規程に基づき、その実施について必要事項を定めるものとなっております。

次に、第2条の表彰の対象でございますが、表彰の対象は、規程第2条各号のいずれかに該当するもので、本要領の基準によるものとする、ただし、金品の寄贈者を除く同一事項に

ついて、かつて国、神奈川県、神奈川県教育委員会又は愛川町及び愛川町教育委員会の表彰を受けた者及び受けようとする者は除くとなっております。

第3条の表彰候補者の範囲でございます。規程第2条各号に定める表彰候補者の範囲につきまして、次のとおりということで定められております。まず、第1号といたしまして、町立小中学校その他教育施設機関の職員、第2号、教育若しくは文化関係団体及びその構成員、第3号、その他愛川町の教育、文化及び学術振興に寄与した個人及び団体となっております。

第4条の推せんの基準でございます。規程第2条各号に定める推せんの基準は次のとおりとし、候補者はいずれも人格、識見とも高潔であることを必要とするとなっております。第1号には規程第2条第1号中の学校教育、社会教育及び文化の振興、研究又は改善に努めとなっているところの定義が書かれております。

まず、アでございますが、学校教育において、実践的教育の振興に努め、顕著な業績をあげた者。

イとしまして、個人的研究により、学術上又は教育上大きな業績をあげた者。

ウといたしまして、社会教育関係に多年にわたり尽力し、その業績が特に顕著な者。

エといたしまして、社会教育団体として民主的に運営され、会員の資質向上をはかるとともに、多年にわたり社会教育の振興に著しく寄与した団体となっております。

オでございますが、スポーツ団体として、民主的に運営され、会員の資質向上をはかるとともに、多年にわたり社会教育の振興に著しく寄与した団体となっております。

次のカでございますが、文化関係に多年にわたり尽力し、その業績が特に顕著な者となっております。

キ、文化関係団体として民主的に運営され、会員の資質向上をはかるとともに、多年にわたり文化の振興に著しく寄与した団体でございます。

クには「多年」の定義が記載されておまして、その業績が一地域にとどまるものではなく、県内又は町内一般に広くおよぶようなものは8年以上、地区活動については10年以上というような定義がなされております。

ケでございますが、その前のクに定める年数にかかわらず、社会教育及び文化振興上大きな業績をあげた者も対象とするとされております。

次の第2号でございますが、規程第2条第2号の職務に専念し、その勤務成績優秀な者というものの定義がそこに書いてございます。

アということで、町立小中学校に勤務する職員で、すぐれた識見と技能が極めて卓越し、積極的な活動をもって他の職員の指導啓発に寄与した者となっております。

イとして、教育施設関係職員で、適切な企画と効果的实践により施設の効率的な運営をはかり、施設利用の向上に寄与した者となっております。

次の第3号でございますが、規程第2条第3号の職務上模範と認められる行為のあった者の定義がなされております。

アということで、学校管理下における非常災害の際に、児童生徒等の事故を身をていして未然防止した者。

イということで、社会教育に関する事業の実施中における非常事態の際に、町民の事故を身をていして未然に防止した者。

ウで、周到適切な措置により教育施設、備品等の保全に貢献した者。

エ、スポーツ又は文化活動において、国又は地方公共団体が主催、共催又は後援する大会等において、優秀な成績を収めた町民又は町内の団体で、次のいずれかに該当するものとなっております。プロ選手は除くとされております。（ア）ということで、神奈川県大会において、1位の成績を収めたもの、（イ）で、関東大会等のブロック大会において、3位以上の成績を収めたもの、（ウ）全国規模の大会において、上位入賞の成績を収めたもの、（エ）で、日本を代表して、国際大会に出場したもの、（オ）で国際大会において、上位入賞の成績を収めたものとなっております。

次の第4号から第6号までにつきましては、規程第2条第4号のその他の表彰に値すると認められる者の該当者ということで規定がなされておりました。まず、第4号にありますように、町立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師として10年以上務めたもの、次の第5号で、教育文化の振興を目的とする教育委員会及び町立小中学校等へ善意の寄付（個人が30万円以上100万円未満、法人・団体については100万円以上200万円未満の金品）をした者についてということになっております。次の第6号につきましては、厚木地区私立幼稚園協会役員として10年以上務めた者、以上の者については第4号の該当者ということで規定がなされております。

次の第5条の候補者の推せんでございます。表彰者の推せんにつきまして、表彰の推せんは、毎年、教育委員会が定める期日までに別紙様式1により、教育委員会の委員長あてに推せんするものとなっております。

規定については以上のとおりでございます。

それでは、続きまして平成23年度の愛川町教育委員会表彰候補者推薦名簿に基づきまして、候補者の功績、功労概要について、その審査結果についてご説明をさせていただきます。一覧表をご覧くださいと思います。縦長の一覧表ですね。

まず、番号1、該当条文につきましましては、第4条第1号のウでございます。功労の概要につきましましては、神奈川ふだん記編集顧問として16年ということで、功労が書かれております。審査会の結果につきましましては、採択ということになってございます。

2番、該当条文につきましましては、第4条第1号のウでございます。愛川茶道協会役員として理事が16年、監査役が7年ということで、通算23年、務められております。結果につきましましては採択となっております。

3番、該当条文は第4条第1号のウでございます。愛川町囲碁連盟役員として理事が12年、そのほか春日台支部副支部長が10年、幹事長が7年、それと愛川町文化協会代議員として7年ということで、通算でいきますと12年ということになります。結果は採択となっております。

4番、該当条文が第4条第1号のウでございます。愛川華道協会役員として会計が8年、副会長が5年、通算で13年ということで、結果は採択となっております。

5番、該当条文は第4条1号のウでございます。町青少年指導員として10年、町子供会連絡協議会役員として8年、町社会教育委員として8年ということで、通算でいきますと10年ということになりまして、これも採択となっております。

6番、該当条文が第4条第1号ウでございます。原臼青少年健全育成会役員として、運営委員が4年、広報委員長が2年、会計が2年、会長が2年、顧問が2年ということで、通算12年となっております。結果は採択となっております。

7番、第4条第1号ウの該当でございます。角田育成会役員として、役員が1年、副会長が4年、会長が5年となっております。他に体育指導委員として4年の経歴もございます。通算でいきますと10年ということで、結果は採択でございます。

8番、第4条第1号ウ該当でございます。上熊坂区青少年育成会役員として、文化部員が6年、体育部副部長が4年、文化部副部長が4年、体育部員が2年ということで、通算でいきますと16年となりまして、これも採択という結果でございます。

9番、第4条第1号のウ該当でございます。上熊坂区青少年育成会役員として、体育部員が3年、会計が2年、文化部部長が7年、体育部員が4年ということで通算16年でございます。結果は採択でございます。

10番、第4条第1号のウが該当でございます。熊坂区青少年育成会役員として、書記が1年、副会長が3年、会計監査が2年、副会長が2年、会長が1年、顧問・相談役が1年、会長が1年ということで、通算でいきますと11年ということになりまして、これも結果は採択でございます。

11番、第4条第1号のウでございます。熊坂区青少年育成会役員として、役員が1年、副会長が1年、会長が1年、あと、青少年指導員がこれとダブリまして6年間ございます。それと、愛川町子ども会連絡協議会役員として理事が1年、通算でいきますと10年ということになりまして、これも採択という結果でございます。

12番、第4条第1号ウ該当でございます。町婦人団体連絡協議会役員として、理事が6年、同じく理事が2年、同じく理事が2年ということと、あと、最後に監事が1年ということで、通算でいきますと11年ということになりまして、これも採択という結果でございます。

13番、第4条第1号のウ該当でございます。町バドミントン協会役員として会長を18年間、務められております。これも採択という結果でございます。

次のページ、14番、該当条文が第4条第1号のウでございます。町ソフトボール協会役員として会計が11年、県ソフトボール協会役員として財務委員が現在まで11年、郡ソフトボール協会役員として会計で11年ということで、通算は11年ということになりまして、これも結果は採択でございます。

15番、第4条第1号のウ該当でございます。町レクリエーション協会役員として理事が12年間でございます。通算12年ということで採択の結果でございます。

16番、第4条第3号のエ（ウ）の該当でございます。第8回ピンクリボンレディーステニス大会全国決勝大会に神奈川県代表として出場されまして、第3位の成績をおさめられたものでございます。公式テニスのダブルスの部でございます。この方も採択となっております。

17番、第4条第3号エの（ウ）該当でございます。第41回明治神宮野球大会の高校の部に東京地区代表の日本大学第三高等学校の選手として出場されまして、優勝に貢献をされたものでございます。7番セカンドで出場されております。これも採択という結果でございます。

18番、第4条第3号のエの（ア）の該当ということで、第36回神奈川県スポーツ少年団剣道交流大会の小学校5年生女子の部に出場されまして、優勝をされたものでございます。これも採択でございます。

19番、第4条第1号ウの該当でございます。中津第二小学校の子ども遊び塾講師といたし

まして、和太鼓講座の講師をボランティア活動として行われまして、多年にわたり寄与されたものでございます。活動期間は平成11年4月1日から現在までの12年間ということでございます。これも採択でございます。

20番、第4条第1号ウの該当でございます。中津第二小学校の子ども遊び塾講師として、生け花講座の講師をボランティア活動として、多年にわたり寄与されたものでございます。活動期間は平成11年4月1日から現在までの12年間ということで、この方も採択でございます。

次に21番、該当条文は第4条第1号のエでございます。中津小学校の児童に読み聞かせ活動を通じまして、図書に親しむことや読書の楽しさに触れる機会をつくるなど、豊かな心をはぐくむことに努められまして、学校教育活動に寄与されたものでございます。活動期間につきましては平成12年9月から現在まで10年7月となっております。21番目は団体でございますが、これも採択となっております。

以上、個人の方が20名と1団体という内容になってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、決定をいただきますよう、お願いをいたします。

○（岡本委員長） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

資料は多いですから。少し時間をかけて見てください。

足立原委員。

○（足立原委員） ここに21名の候補者が推薦として上がってきたわけですが、みんな、立派な業績を上げていらっしゃるんですが、この中には非常に長い間、例えば16年とか、そういう方もいらっしゃるんですが、今までにもっと前に対象になったはずなんでしょう、そこで上がってきているのが、通知がどういうルートでいっているかわかりませんが、例えば地域の青少年なら区長のところにいつもこれは回るとか、直接、育成会にいくとかあると思うんですが、例えばそういうところが上がってこない。例えば顧問としてとかあるんですが、その会議の規約とか、そういうものをきちんと取り寄せて審査をしているのか、例えば通算何年とかあるわけなんです、その辺のところをちょっとご説明できる範囲でお願いしたい。

○（岡本委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 今、お話がありました関係で長い方が確かにおられます。実はこの部分

のところ、1番、2番は文化協会を通しての推薦でございます。文化協会には20数団体あるということで、各団体からの推薦が、細かい部分はこちらも周知がしていない部分があるんですが、各団体から一遍に出てきますと膨大な人数になると、そういうことがありまして、文化協会はこちらへ推薦を上げる段階で、文化協会の内部で一度、検討されているそうでございます。その関係でどうしても10年でもらえるところがあるんですが、長くなっているというのが現状でございます。ですから、スポーツ団体のほうも体育協会を通じて、ここへ上がってまいりますので、やはり、体育協会の中で各種目団体のほうから上げていただくものを選考する段階でそのようなことがあって、遅くなっている方もあるというのが事実でございます。

以上でございます。

○（岡本委員長） よろしいですか。どうぞ。

○（足立原委員） わかりましたが、例えばよい記録をとか、あるいはスポーツで国の主権に出たとか、そういう方は即、表彰してあげたほうがいいわけですから、それは落ちてはいないと思うんですが、こういう長い間、尽くされた方が順番待ちで遅くなってしまうと、例えば80何歳と、こういうふうになってしまうというのは、ちょっともう少し早目にいかないかなと、こんなふうにはちょっと思います。

○（河内教育次長） その前に推薦等に当たっての審査の際、それぞれの協会等から体育あるいはまた文化ということで挙げていただくわけでございますけれども、それとそれぞれの規約で役員の制定などがございますので、そういったことも確認をしております。

それからあと、たまたま神奈川ふだん記については規約がないようございまして、それで、年齢も今、87歳という方が挙がっておりますが、元ふだん記の編集責任者というんですかね、補助をして長年、今までは30年とか、お務めされてきた方がここ4年ばかり続いておりました、そういった方の推薦が終了しましたので、今回、16年ということですが、年齢や役職、お務めされておりました、ここに推薦がされたということでございます。年齢としてはちょっと高いようですが、ふだん記としての顧問期間ということでは16年ということでありまして、該当ということで推薦されております。

したがって、今後、年数そのものについては10年以上超えて挙げてもらうようなことと、それから、先ほど教育長も申し上げたようなことでそれぞれの団体等でも一度に2名、3名ということはなかなか全体のバランスなどもありまして、それぞれの団体等においても1名程度ぐらいということをお願いしてございます。

また、育成会等の関係でいいますと、こういった方についても行政区等に推薦のお願い、また、さらには育成会の代表の方からの双方に推薦の依頼を出しまして、挙げていただいています。したがって、区長さんと育成会の代表の方と協議をした上で、提出等をいただくということでもありますので、行政区によっては区長さんからの推薦、あるいは育成会代表の方からの推薦ということで、若干、その辺の調整の中での推薦者がかかわっているということもあるかと思います。そういう調整等を行う中で受けまして、審査をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ちょっとよろしいですか。候補に挙げられた21名の方ですか、該当するのはほとんどの方が第4条のウなんですね。すなわち社会教育的な有無、今のお話を聞いていると、そういう文化協会とか、そういったところの推薦が母体となっているということですから、こういう結果が出てくるのは当たり前だと思うんですけども、教育委員会の表彰として何かもう少しあれがある感じがするのは私だけなのか、そういう思いがするんですよ。それはそれでいいんです、長年、やってこられたんだから、それは大変貴重な実績だと思いますから、ただ、そういう人ばかりだと、何かいろんな分野でそういう形が出てくるならばいいんですけども、何か偏っちゃっている、ほとんどがウなんですね。

推薦母体というのが先ほどありましたけれども、例えば表彰規程の一番最初にあるのは学校教育関係の職員とか、そういったことが第1項目にあるわけですよ。ところが、恐らく推薦委員の人選ですか、委員の方を見ると、学校長さん、小学校長さんとか中学校長さんも入っているわけですね、審査の。そういう学校関係の先生方は、そういう校長先生の推薦か何かで出ることになっているんですかね、母体は。何か学校関係の吸い上げるのはどこが。

○（熊坂教育長） 実は従来は教職員は永年勤続の表彰がこれに該当しておりましたので、教職員がかなり学校から上がってまいりました。しかし、永年勤続はこの時代の流れの中で余りふさわしくないのではないかとということで、何年か前でしょうか、それはしないという規定になりましたので、その部分が若干減っております。したがって、教職員が表彰されるとなると、自分が研究をして論文を書いて表彰してというようなことになるんですが、なかなか小・中学校の先生方は実務を一生懸命ですと、論文に応募をされている方等はほとんどないのが現状でございます。ゼロとっていいんでしょうか。

○（岡本委員長） それはあえて聞いたんですよ。というのは、そういう校長先生が委員にな

っておられるにもかかわらず、職員にこういうのがあるということで激励して、そういうのに出る、そういうのがどうして出てこないのかなというちょっと残念な気がして、しょうがないんですね、ある意味で。そんな気がちょっとしたものですから、こうなるとせっかく表彰規程がありながら、多分、一人も出てこないという何か変な形になってしまうのかなという思いがします。

やっぱり、町にかかわる先生方が全国的に見て大した研究ではなくても、町レベルの段階で子どもたちの役に立っているというような判断の上で校長先生が推薦なさるとか、そういうのがあっていいと思うんだけど、今の形だと多分、先生方からは被表彰者は出てこないという気がします、この流れを見ていると。それはそれでいいんでしょうけれども、永年勤続もない、それと何の表彰もない。表彰されるような雰囲気じゃないですけれども、やっぱり、せっかくこういう教育委員会表彰があるということは、同じようにほかの文化団体と同じレベルに上がって、候補に上がってもいいと思うんですけども、そういう思いがちょっとしたもので。

○（熊坂教育長） ちなみに、学校からの推薦というのは、19、20、21については学校からの推薦でございます。教職員のほうは先ほど委員長さんもおっしゃいましたようなことがありますので、例えば部活の顧問をしていて県大会で優勝したなんていう場合には、顧問として表彰するのもよろしいかというように思いますので、今後、また。

○（岡本委員長） というのは、半原小学校なんか、一々、すごく課外の指導を熱心にやられて、県下で全部優勝したり、頑張っておられる事業がありますよね。ああいうのは先生方が課内授業以外のところで朝早く来て、勤務時間以外のところでやっておられるわけです。そういう段取りで実績を上げられて、ただ、それだけで終わっちゃうのか、その辺が過去にそういうものがあつたのか、そういうものもありますから、その辺のところ、これは校長先生方が吸い上げる意識を持っていなければ、多分、表彰母体も下がっているんだねという思いがちょっとしたしました。

どうぞ。

○（平田委員長職務代理者） たしか私は今回、この内容を聞くのは2度目なんですけれども、去年、初めてこの内容でお聞きしたので、やっぱり同じといえば同じところで提示しているわけなんです。それで、お名前が上がっていらっしゃる方、皆さん、すばらしい方だと思うんですけども、いかがでしょうか、レベルというんでしょうか、どのぐらいのレベルの方たちを町として吸い上げるか。例えばかなりのご年配の方は10何年もやっていらっしゃるか

らというところで吸い上げがされていると思うんですけれども、中には年数をやっていけばいただけるという考えの方もいらっしゃると思うんですね。

そういう例えば会があったとしたら、そういうところというのはどうなのでしょう、いい会と言えるのかどうか、役をいただくことがいいかどうか、その辺はクエスチョンなんですけれども、私たちが目に見えて、これは本当にご苦労なさってよくここまでやっていただきましたというものに対して、そういう表彰というものを私としては差し上げるものではないかなという気がいたします。何十年やっているからこうだということではなく、一生懸命、やられた方に対しての表彰というものを差し上げるべきはないかなというのが私の意見でございます。

以上です。

○（岡本委員長） 足立原委員。

○（足立原委員） 今、こちらの委員がおっしゃったように、例えば健全育成会は地区によっていろいろあるんですが、非常に活動が活発だと、町民のだれが見ても活発だという育成会、それが普通なんだという、育成会の組織もいろいろ違うと思うんですね。役員が大勢いらっしゃるところもあるし、ある程度の少ない人数でやっていらっしゃるところもあるし、そうになると、今、おっしゃったようにいろいろのレベルが確かにあるかなと。ただ、長年やっていけばという、その辺のところのはかるのがなかなか難しいんですけれども、そういうことをもう少し教育委員会表彰としては、ただ、長くやっていけばいいということでもいいのかなと感ずるんですけれども。

○（岡本委員長） ほかに。

○（熊坂教育長） 育成会関係の現状をお話ししますと、多分に漏れず逆に役員のなり手がなくて、大変、目に見えないところで今回、表彰された方々もご尽力をいただいております。役員が20人も30人もいるというところはまずございません。例えばここに上がっている熊坂区、ここも現状は役員が7人で回していると、そういうような形が結構多くなってきております。平成十五、六年まではある10年間ぐらい、ほとんど育成会の役員というのは上がってきておりませんでした。

その中で育成会の連絡協議会の中で、地域で10年以上も地道に役員をやっている人も何とか表彰できないのかというお話もございまして、この規程等をよく見ましたら現実には表彰できるんです。ただ、ある段階からそういう人がどういふかげんか、上がっていなくなっております。そういうことで、再度、区長さんにもお願いをし、健全育成会も連絡協議会の

会長さんを通じて各行政区へ流したところ、ここ、たくさん上がってまいりまして、このごろ、ほとんど過ぎてきたということで、二、三人というふうな状況でございますが、育成会役員のほうはそういう経過がございます。

したがって、幅広くいろんなところで埋もれている人、一生懸命やっているけれども、目に見えてということのない方も教育委員会表彰ですから、地元のさまざまな健全育成あるいは文化振興などで上げていただくということで、呼びかけを広くいたしてございます。ですから、文化関係のボランティアで教えている方も、文化協会に属さない方も、実は、二、三年前に表彰がございまして、子ども遊び塾というのがあるんですが、これは第二小独自で地域と学校で子どもの休みの日の健全育成を行おうということで、10何年続いている行事なんです、この先生をされている方、こういう方がちょうど12年たったということで上がってきたりいたしてございます。本の読み聞かせの団体もこれで2つ目でございますが、ほかにも続いているのがありまして、恐らく10年続くとまた上がってくるかもしれませんが、そういうような状況もございます。

以上でございます。

- （岡本委員長） ほかにありますか。どうぞ。
- （足立原委員） 去年、私も質問したかもしれませんが、例えば文化協会、スポーツ協会か、それぞれの協会に表彰をされていると思うんですけども、そこで表彰された方をさらにまた教育委員会に上げてもらうと。文化協会なんかどうなのでしょう、そちらでは。
- （岡本委員長） どうぞ。
- （熊坂教育長） 文化協会は表彰規程がないようですね。体育協会はございます。体育協会は独自に毎年、表彰を春の総会でしょうか、そのときに、いずれにしても機会を見て表彰をされています。教育委員会で表彰した者も、その以前に体育協会に表彰された方もございます。
- （岡本委員長） よろしいですか。  
いいですか。文化協会という組織も大きいと思うんですけども、体育協会ほどまだ組織がしっかりというか、こういう表彰規程まで設けるような組織にまでいていないんですか、連合体みたいな。
- （熊坂教育長） 文化協会も既に30年、創立以来、たっておりますので、町内としては21団体ぐらいでしょうか、所属して活動されております。ただ、文化協会自体の一つ一つが自分たちの趣味を楽しむというような形が結構多いですので、そのグループの中で外の大会へ作

品を出して表彰を受けるとか、コンクールに参加するとか、そういうことは余りないような感じがいたします。

○（岡本委員長） あと一つ、スポーツ関係で全国規模とか神奈川大会規模とかありますね。それで、エですか、日本を代表して、国際大会に出場した者とか、国際大会で上位入賞の成績をおさめたと、急に県大会から国際大会まで入っちゃうんですけれども、愛川町から例えばオリンピックへ出たとか、そういった人は町として表彰、町のそういう功労者みたいに表彰というのはいないんですか。だから、教育委員会の中に全部、国際大会、オリンピックの選手ぐらいまでを含めて、教育委員会表彰で終わらせちゃっているんですか。その辺はどうか。

○（熊坂教育長） 町の表彰規程の中に、実はそういう文化、スポーツというのは項目がないんですね。今までオリンピックに町から出たということはないんですが、そういう特別な場合が出た場合には町長とも相談して特別表彰という形を……。

○（岡本委員長） それではできるんでしょうね。

○（熊坂教育長） それは規定の中に特に認めたものというのがございますので、そういうところで対応するのかなと思います。

○（河内教育次長） 町の表彰でございますが、表彰の審査の基準というものがございまして、その中には、例えば教育または学術の振興に尽くしたものであるということで、また、その中で多年にわたり成人教育、青少年育成、社会教育、社会振興に尽くすということもございます。また、学術、文学、それから、その他の学術の振興等、これについてもいろんな分野において先ほどのレベルではありませんけれども、教育の中でも相当の功績関係があった者については、町表彰のいわゆる教育分野の中での表彰ということも行っております。また、特筆して、そういった教育分野での功績関係があった者については、当然、町民等からもあこがれる的なものもありまして、また、先ほどのスポーツの部分の中でも国際的、あるいは例えばオリンピックだとかということになれば、町のほうでもそういう表彰等はするというので、私どものほうから推薦をするような方法もとってございますので、その辺の中で教育の分野ということでとらえて、教育委員会表彰の規定に該当するものということで挙げてございます。

したがって、先ほどの例えばスポーツ関係のほうで申し上げますと、厚木などについては昨年もお話がありましたので説明したかと思っておりますけれども、随時表彰ということで、大会が終わって成績が優秀であった場合、毎月とはいいいませんが、大体四半期ぐらいに分

けて表彰をいたしているようでございますので、そういったことも参考にさせていただき、昨年、この規程上の中で先ほど委員長さんがお話しされましたように、スポーツの県大会あるいは関東大会あるいは全国大会、さらに国際の大会でというような場での功績を讃える規程を私どもも準用させていただいたということで、今回も17番以下にお示しの該当者がありました。そういう方向で今回、推薦がありまして、ご紹介とともに功績を讃えるということで、採択ということで挙げさせていただいています。

また、先生方のほうについても、やはり教育研究等を行い、特筆するものについてはできるだけ学校のほうからも挙げていただきたいということで、過去のそういった例もございますので、広く教育分野の中においても功績が顕著な者については、私どものほうでできるだけ学校等も含めまして調査をさせていただき、表彰に該当する場合については挙げているということでございます。

以上でございます。

○（岡本委員長） ありがとうございます。

どうぞ、足立原委員。

○（足立原委員） 教職員は永年勤続はなくなっているわけですね。例えば福祉なんかでは福祉大会がありますね。ああいう部分で例えば福祉協議会あるいは町職員として何々をしていた、従事していたとかという方々をたしか表彰会を通してやっているような気が……。

○（河内教育次長） 教育委員さんのほうでも社会福祉協議会の理事なりに出られて、そういうことで、今、足立原委員さんからのお話だと思います。これは町の社協の職員も例えば勤続によって、町社会福祉協議会表彰で表彰等を受賞されているということでもあります。

例えば町社協、それからあと、福祉の表彰ということでは、町で福祉の職に長く従事された者というものの該当はございません。

それからあと、町表彰の中でも以前は町職員も勤続20年以上ですと町表彰の中で推薦をしまして、受賞するということがあったのですがけれども、また、教職員について永年勤続等についてはそこから外しているということで、町職員もそのようなことから町表彰ということからは除外いたしております。町の職員については永年勤続の者については仕事始め式のときに、町のいわゆる事業所みたいなとらえ方をしまして、そこで表彰するという制度に変えているということの、そんな経緯がございます。

以上です。

○（岡本委員長） ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

なぜ聞いたかといいますと、さっきの町の職員の方、ちゃんとお礼でも表彰の永年勤続をやられているんですよ、きちんと制度的に。教育界だけはそれが上がってくれば表彰という形になっちゃったんですよ。だから、上がらなくなっちゃっている、現実には。そうになると、そういう町の職員の方と先生方とどう違うのかということになりますよね。だから、そのところをやっぱり何かいい方法であればいいなという思いが先生方の励みになるのかなという思いがして、ずっと、話し合っただけ。

- （河内教育次長） 教職員、先生方の表彰については県のほうでございまして、毎年、例えば25年、それで12月1日ですかに県のほうで表彰をいたしております。その表彰されたものを受けまして、私どもで教育長から伝達をということで行ってございます。そういったこと等が町の職員の20年以上、以前、それと同じようなところなのかなということで、今、ちょっと思いましたので説明させていただきます。

以上です。

- （岡本委員長） わかりました。

そういうような公職にあられる方も、そういう機会があればと思って考えたんですけども、やっぱり、公平にどこの分野も細かく上がってくるような形になればいいなという思いがちょっとしたもので、質問させていただきました。

ほかには何かございますかね。特によろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） では、ほかには質疑がありませんので質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第1号、平成23年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号、平成23年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定については原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4

- （岡本委員長） 次に、日程第4、議案第2号、平成24年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

- （熊坂教育長） 議案第2号、平成24年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてでございますが、法律に基づきまして、毎年、この採択の方針は定めなければならないということになっておりますが、特に今年度は来年度から中学で使用する教科書の採択がえの年になってございます。そのようなことを踏まえまして、内容につきまして担当からご説明を申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

- （岡本委員長） では、申し上げます。

- （藤本指導室指導主事） それでは、平成24年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についてということで、まず、案のほうを読み上げさせていただきます。

愛川町教育委員会は、平成24年度に町立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

（1）義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、教科用図書採択地区内において種目ごとに同一の教科用図書を採択するために、教材用図書愛甲採択地区協議会を設置し、調査研究を行うこと。

（2）教材用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究が行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。

（3）採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めるとともに、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障をきたす事態が生じないように努めること。

これが方針の案でございます。

若干、補足説明ということで参考資料のほうの説明をさせていただきます。具体的に教科用図書の採択に係る細かい部分から全体という流れになってしまいますが、ご了承ください。

まず、参考資料1、平成23年度教科用図書採択に係る日程についてということですが、採択までの日程につきまして、基本的な順序ですとか、日数の設定等につきましては、昨年度と余り変更はございません。この中で特に本日が4月11日ということで、この場で採択方針を決定をいただくと。それを受けまして、その後の部分が進んでまいるのでけれども、5月のところの1個目の黒丸でございます。第1回愛甲採択地区協議会が行われます。ここにつきましては教育委員長のご出席をいただく場となります。

また、6月に入りまして町教育委員さんによる調査研究ということで、教科用図書の展示会が6月1日から6月27日、この部分で文化会館の教育開発センター3階の部屋及び図書室におきまして教科用図書の展示を行いますので、その範囲期間の中で調査研究を進めていただくこととなります。

そして、7月に入りまして第2回愛甲採択地区協議会ということが上から3つ目の黒丸でございますけれども、7月11日、こちらにつきましても教育委員長の出席をいただくところとなります。そして、そこまでで調査研究等の報告等がございまして、それを受けて7月22日の教育委員会にて教科用図書の採択、8月中には県への報告ということが流れとなっております。

先ほど主な流れの順序ですが、変わらないと申し上げたんですが、中学校の教科用図書の採択の年ということで、7月の第2回愛甲採択地区協議会の日程は小学校のときは夏期休業中だったんですが、休業中ですといろいろ部活の関係とか教科の研究された先生の報告とかに支障を来すといけませんので、課業期間中の7月11日ということで、若干、スケジュールが前のほうにずれてきているという状況がございます。

教科用図書採択に係る日程の主な流れは以上でございます。

続きまして参考資料2ですが、今のものを各教育委員会の役割ごとにとということで、もう少しちゃんとまとめたものがこの図となります。上から2番目の市町村教育委員会というところで、繰り返しになりますが、一番最初の採択方針の決定が4月11日、本日。そして、教育委員による調査研究というところが6月1日から27日、教科書の採択が7月22日という流れとなっております。

続きまして資料3でございますが、ちょっと全体のところまで話が戻ってしまいますけれども、教科用図書採択の概要ということでお伝えをいたします。

まず、教科用図書には教科書と呼ばれるものと、それから、いわゆる附則第9条本というんですが、特別支援学校の小学部及び中学部あるいは特別支援学級における教科用図書とい

うことでのものがございます。採択の期間につきましては4年間の継続採択というのが教科書の部分、附則9条関係のものについては毎年度採択し、変更が可能ということになります。採択基準としましては、教科書につきましては採択地区で同一の教科書を採択、教科書以外の教科用図書につきましては、児童・生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書の採択ということになります。また、採択の時期はいずれの場合も前年度の8月31日までとなっております。

その下ですけれども、学習指導要領の改訂と教科書の検定、採択、使用の周期ということで、今年度につきましては小学校は学習指導要領完全実施の年ということで始まりました。中学校につきましては移行期間の最終年でございまして、来年度から学習指導要領の完全実施となっております。教科書のほうはそこに合わせまして、小学校を昨年度22年に採択し、この4月から新しい教科書の使用、中学校のほうにつきましては昨年度、検定が終わりまして、今年度が採択の年、そして来年度の学習指導要領の完全実施に合わせまして、教科書の使用が始まるという流れでございます。

そして、次に参考資料4ですが、ここにつきましては教科書採択関連の法令ということで両面になっておりますけれども、後ほどお目通しをいただければと思います。

参考資料5ですけれども、ここで方針の決定をいただきまして、その後、愛甲採択地区協議会がスタートするわけですけれども、その部分で規約として提案するものとなっております。この中で委員の構成、第4条の(2)でございますが、委員の任期は委嘱日から平成23年8月31日までとするとなっております。昨年まではこれは、昨年でいえばことしの23年3月31日までということで任期としていたんですが、情報公開等の点から、この任期につきましては県への報告を無事に終了しました時点の8月末という形で変更をしております。このような形で採択地区協議会のほうで規約の案として提案いたしますので、ご承認いただければと思います。

最後になりますが、資料6としまして採択検討委員会、これは厚木市の教科書検討委員会と呼び方です。愛甲地区は愛甲採択地区協議会ということですが、そこでの人数についてお示しをしております。昨年度同様、教科書の採択につきましては厚木市と愛甲郡は別なんでしょうございますが、教科書の研究につきましては合同で行うということになっております。その指標が調査員会ということで別表2のほうでございまして、申しわけございません、4月6日現在といいますか、本日なんですけど、町と村で人数の割り振りというのがまだちょっと未確定の状態です。

と申しますのは、町と村にいらっしゃる中学校の教員の方の中で、どの教科をどちらに振り分けてということでもっと調整を行っておりますために、ここに数が入っていないんですが、一番左の欄で調査員数が4、4、3、3、3とずっと縦に並んでおりますけれども、要は、そこから厚木市さんの人数を引いた部分の人数を愛川町あるいは清川村で出すということで、この11個のところにつきましては、必ず愛川町か清川村で1名は入ってくると、町と村で空く教科はないという形で調査員の方を選定をいたします。

それでは、参考の説明は以上でございます、先ほど申し上げました平成24年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針ということで、よろしくお願いたします。

○（岡本委員長） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いたします。

どうですか、何か。どうぞ。

○（藤本指導室指導主事） 説明の中で落としました、申しわけございません。参考資料5ですが、協議会目的、第1条の中で第1条の2行目、平成23年度使用と書いたままのものが用意されてしまって、24年度使用教科用図書でございます。大変申しわけございません。

○（岡本委員長） 何かございますか。どうぞ。

○（平田委員長職務代理者） 質問というよりもこの間の新聞に出ていました件で、横浜の方なんですけれども、教科書選択に対して元教員の方だと思います、コメントの仕方が60何歳の方なんです、要するに教科書選択のところによくわからない教育委員のメンバーが入って教科書を選択するということはいかがであらうかというようなのが新聞に書いてあったんです、そういうコメントが。

でも、横浜はすごく教科書に対して熱心だということは、前もここで教育委員会定例会をやっているときにお聞きしました。愛川とか厚木というのは教科書選択に対しても、余り横浜とか川崎みたいにはピリピリしていないんでしょうか。その辺、ちょっと私はお尋ねしたいんですけれども、意外にお任せ主体になっているので、その辺が教科書というものに対して穏便な形になっちゃっているのかどうか、

○（岡本委員長） ほかに何か。特によろしいですか。毎年、教科書の採択時期になると、いろいろな声が出てきますけれども、特にございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） では、ほかに質疑がありませんので質疑を終結したいと思います、ご異

議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第2号、平成24年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号、平成24年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして議事のすべてが終了いたしますので、閉会をしたいと思います。ご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(岡本委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、4月定例会を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。